(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県遠田郡美里町関根字亀田八番一から大崎市古川諏訪二丁目二二七番一まで	前 A	一〇・〇～一三・三〇	三一・〇〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一三・三〇～一六・〇〇	一・七〇四キロメートル	
	A・B・C	一〇・〇～一三・三〇	四・八六七	
		一三・三〇～一六・〇〇	二・八一五	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○防衛省告示第十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。